

大仙市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大仙市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに10分の6から10分の9又は3分の2から10分の8（ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9）の範囲内で市長が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が入札比較価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合にあつては10分の8を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を越える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額、入札比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務においては、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。

① 測量業務

調査基準価格の範囲 10分の6から10分の9

イ 直接測量費の額

ロ 測量調査費の額

ハ 諸経費に10分の6を乗じて得た額

②-1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の8

イ 直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額

ロ 技術経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額

②-2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）

調査基準価格の範囲 10分の6から10分の9

- イ 直接人件費の額
- ロ 直接経費の額
- ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

③ 建築関係コンサルタント業務（工事監理含む）

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の8

- イ 直接人件費及び特別経費の合計に10分の9を乗じて得た額
- ロ 技術経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額

④-1 地質調査業務（解析等調査含まず）

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の9

- イ 直接調査費の額
- ロ 間接経費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

④-2 地質調査業務（解析等調査含む）

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の9

- イ 直接調査費の額
- ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- ニ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 前号で定める額の端数処理は、次のとおりとする。

- ① 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。
- ② 入札比較価格に10分の8又は9を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。
- ③ 入札比較価格に10分の6を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。
- ④ 入札比較価格に3分の2を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

(3) (1)に掲げる業務を複合的に発注する場合は、前号の規定によりそれぞれの業務ごとに得られる額を合計した額とする。

(4) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の6から10分の9（ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9）の範囲内で適宜の割合とする。

2 要綱第2条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書（様式第1号）を作成するものとする。

（調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置）

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当

該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了する。

- 2 要綱第3条第2項に規定する失格判断基準調査を実施する業務においては、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳明細書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。
- 3 前項の調査において最低入札価格者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあつては、要綱第3条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあつて、(1)～(5)に該当するものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
 - (1) 測量業務においては、入札価格が設計上の直接測量費及び測量調査費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合
 - (2) - 1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接業務費の額に10分の8.5を乗じて得た額、技術経費及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合
 - (2) - 2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接人件費及び直接経費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計以上の場合
 - (3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に10分の8.5を乗じて得た額、技術経費及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合
 - (4) - 1 地質調査業務（解析等調査含まず）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費に10分の8.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計以上の場合
 - (4) - 2 地質調査業務（解析等調査含む）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の7.25を乗じて得た額、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計以上の場合
- 5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、

入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない業務において、前項（１）～（５）に該当する場合は、見積内訳書及び再委託に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。

（１） 契約前の調査

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札価格の見積内訳
- ③ 業務計画の内容
- ④ 配置技術者の保有する資格・経歴
- ⑤ 会社及び配置技術者の手持ち業務の状況
- ⑥ 手持ち機材の状況
- ⑦ 過去に受注した公共業務委託の成績状況
- ⑧ 再委託内容・金額及び再委託予定業者名
- ⑨ 経営状況
- ⑩ 調査協力状況
- ⑪ その他必要な事項

（２） 契約後調査

- ① 業務体制と実施状況
- ② 業務計画と実施状況
- ③ 工程計画と進捗状況
- ④ 業務契約後の新たな業務の受注状況
- ⑤ 配置技術者等の労働時間及び賃金支払い状況
- ⑥ 再委託業者への支払い状況
- ⑦ 調達材料の数量及び調達価格
- ⑧ その他必要な事項

6 前項に規定する詳細調査の調査内容は次によるものとする。

（１） 契約前の調査

- ① 当該価格により入札した理由
 - イ 理由の根拠
 - ロ 理由の妥当性
- ② 入札価格の見積内訳書
 - イ 入札価格に係る見積内訳書と仕様書の整合について
 - ・ 作業人工数と技術者単価（技術者数、作業員及び業務に係る拘束日数、労務単価の根拠等）

- ・ 諸経費の内訳（直接人件費以外の人件費、法定福利費、福利厚生費等）
 - ・ 技術経費の内訳（技術者の技術力確保のために必要な経費）
 - ・ 外注費の内訳（具体的な見積書等）
 - ・ 使用機材の内訳
 - ・ 成果品の内訳
 - ロ 入札価格に係る見積内訳書の積算の適否について
 - ・ 違算の有無
 - ・ 安価な積算の根拠及び理由
 - ハ 利益見通し
- ③ 業務計画の内容
- イ 概略の業務工程（個別業務の必要日数、技術者の拘束日数等）
 - ロ 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等）
 - ハ 業務組織計画（担当技術者及び実務担当者と担当部門の組織図）
 - ニ 想定される成果品量（図面の種類と枚数、報告書の予定ページ等）
 - ホ 業務に使用する主な基準書、図書類等
- ④ 配置技術者の保有する資格・経歴
- イ 管理技術者及び照査技術者の資格・経歴
 - ロ 主任技術者の資格・経歴
 - ハ 作業主任者の資格・経歴
- ⑤ 会社及び配置技術者の手持ち業務
- イ 会社の手持ち業務の状況
 - ロ 技術者の保有状況及び配置状況
 - ハ 配置技術者の手持ち業務数
- ⑥ 手持ち機材の状況
- イ 手持ち機材の有無及び仕様
 - ロ 調達機材の有無及び仕様
 - ハ 調達資材、調達予定業者及び入札者との関係
- ⑦ 過去に受注した公共業務委託の成績状況
- イ 公共業務委託名及び業務内容
 - ロ 業務委託成績評定の点数
- ⑧ 再委託内容・金額及び再委託予定業者名
- イ 再委託内容、再委託予定業者名及び入札者との関係
- ⑨ 経営状況
- イ 過去2年の決算報告書
 - ロ 取扱い金融機関名

ハ 保証事業会社からの聞取り

⑩ 調査協力状況

イ 低入札価格調査（契約前）回答書の内容及び提出期日

ロ 事情聴取への対応状況

⑪ その他必要な事項

(2) 契約後の調査

① 業務体制と実施状況

イ 業務計画書の業務体制に対する実施状況

② 業務計画と実施状況

イ 業務計画書の業務計画に対する実施状況

③ 工程計画と進捗状況

イ 業務計画書の工程計画に対する進捗状況

④ 業務契約後の新たな業務の受注状況

イ 新たに受注した業務委託の発注者及び業務内容

ロ 新たに受注した業務委託への技術者の配置状況

⑤ 配置技術者等の労働時間及び賃金支払い状況

イ 出勤簿、作業日報及び賃金台帳等による労働時間、賃金の確認

ロ 入札価格に係る見積内訳書と労働時間、賃金の整合について確認

⑥ 再委託業者への支払い状況

イ 受払い簿等による支払い状況の確認

⑦ 調達材料の数量及び調達価格

イ 受払い簿等による支払い状況の確認

⑧ その他必要な事項

7 入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。

8 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

9 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第2号）により資料提出を求めるものとする。

10 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第3号）を作成するものとする。

（調査結果の報告）

第4条 調査結果の報告は、低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、入札契約資格等審査委員会に対して行うものとする。

(関係者への通知等)

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、落札者を決定した場合は様式第7号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第7号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、次順位者を落札者として決定したときは、様式第5号により最低価格入札者に対して落札者としな
いこととした旨を通知するとともに、入札結果通知書(様式第6号)により次順位者
に対して落札者となった旨の通知をし、様式第7号により他の入札者全員に対して次順位
者が落札者になった旨を通知するものとする。

(契約の特約)

第6条 入札執行者は、**要綱第3条第2項の詳細調査を行い同**第6条の規定により落札者が決定された場合は、業務の適正な履行を確保するため、契約書に別記1に掲げる条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。ただし、要綱第6条3項に該当する場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

- (1) 入札価格が、入札価格の低い順から6割の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があつた場合にあつては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格に相当する額とするものとする。
- (2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。
 - ① 測量業務
 - イ 設計上の直接測量費及び測量調査費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ロ 設計上の諸経費の額に、10分の4.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ②-1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）
 - イ 設計上の直接業務費の額に、10分の8.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ロ 設計上の技術経費及び諸経費の合計の額に、10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ②-2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）
 - イ 設計上の直接人件費及び直接経費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ロ 設計上のその他原価の額に、10分の9.0を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。
 - ③ 建築関係コンサルタント業務
 - イ 設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に、10分の8.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ロ 設計上の技術経費及び諸経費の合計の額に、10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。
 - ④-1 地質調査業務（解析等調査含まず）
 - イ 設計上の直接調査費の額に、10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に

10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

ロ 設計上の諸経費の額に、10分の4.0を乗じて得た額を下回っていること。

④-2 地質調査業務（解析等調査含む）

イ 設計上の直接調査費の額に、10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

ロ 設計上の解析等調査業務費の額に、10分の7.0を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

⑤ 同上複合業務（①～④）

イ 同上の設計上の合計の額（該当するイの合計額）を下回っていること。

ロ 同上の設計上の合計の額（該当するロの合計額）を下回っていること。

(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の直接業務費、技術経費及び諸経費又は直接測量費及び測量調査費、直接人件費及び直接経費、直接調査費及び間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費、その他原価及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと。

別記1

大仙市建設コンサルタント等に係る低入札価格調査実施要領第6条に規定する、契約条件

(業務体制の実施状況を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、その業務体制と実施状況について記載した書類を作成し、甲に毎月提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務計画の実施状況を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、業務を行うにあたり仕様書に基づき計画した内容と実施状況について記載した書類を作成し、甲に毎月提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務工程の進捗状況を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、業務を行うあたり仕様書に基づき計画した工程と進捗状況について記載した書類を作成し、甲に毎月提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務契約後の新たな業務の受注状況を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、業務契約後の新たな業務の受注状況について記載した書類を作成し、甲に毎月提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(配置技術者等の労働時間、賃金支払い状況を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、配置技術者等の労働時間と、賃金の支払い状況について記載した書類を作成し、甲に業務完了時に提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(再委託業者への支払い状況を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、再委託業者への支払い状況について記載した書類を作成し、甲に業務完了時に提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(調達材料の数量及び調達価格を確認できる書類の提出およびその内容についての事情聴取)

第 条 乙は、調達材料の数量及び調達価格について記載した書類を作成し、甲に業務完了時に提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する書類について甲から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。